

鹿児島県建築物防災週間（令和3年度秋季）実施要領

鹿児島県（鹿児島市を除く）における建築物防災週間（令和3年度秋季）の効果的な実施を図るため、以下のとおり、実施要領を定める。

1 実施期間

建築物防災週間（令和3年8月30日～9月5日）を中心に、報告期限（9月30日）まで

2 広報紙等による広報活動

市町村の広報紙，ポスター及びパンフレット等を利用し，建築物防災週間実施の趣旨のPRを行い，建築物の防災知識の普及，啓発を図る。

3 今季防災週間における取り組み

(1) 住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の促進

大阪府北部を震源とする地震や熊本地震などを踏まえ，大規模地震発生時における人的経済的被害の軽減を図るため，防災査察等の機会を活用し，既存耐震不適格建築物の所有者等に対して，耐震診断を実施し，必要に応じ，耐震化を図るよう必要な指導・助言を行う。

実施結果は，別紙1に記載し報告する。

(2) 屋外階段に対する安全対策の推進

本年4月の東京都八王子市の木造3階建て共同住宅における，屋外階段の落下による死亡事故を踏まえ，このような事故を未然に防ぐため，木造の共同住宅における屋外階段において劣化のおそれがあるような事象が確認された際には，所有者等に対し，定期的な点検や必要に応じた建築士等専門家による詳細調査を実施し，有効な防腐処理を施すなどの対策が施されるよう，指導・助言を行う。

実施結果は，別紙1に記載し報告する。

(3) 屋根の強風対策の推進

近年の台風被害を踏まえ，「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン」に準拠した「ガイドライン工法」が建築基準法の告示基準に位置付けられ，令和4年1月1日より，新築時の全ての建築物の屋根瓦を緊結することとなった。既存住宅・建築物についても，屋根の耐風性能が十分でないおそれのある住宅・建築物は，強風時に周囲の建築物に被害を及ぼすおそれがある。

強風対策について周知を行う。

実施結果は，別紙1に記載し報告する。

(4) 建築物に附属するブロック塀等の安全対策の推進

大阪府北部を震源とする地震において，ブロック塀や組積造の塀（以下「ブロック塀等」という。）が倒壊し，犠牲者が出たことを踏まえ，建築基準法に適合していないブロック塀等が倒壊し，地震発生時に大きな被害が発生しないよう，市町村の関係部局や建築関係団体，町内会等の地域コミュニティ等と協力し，ブロック塀等について防災査察を実施する。

対象は小中学校近辺の主要な通学路に面したブロック塀等とし，市町村の関係部局と協議し決定する。

査察においては，まず，国の点検チェックポイント等を活用し，外観（目視による）から簡易な点検を行う。

危険性があると思われるものについては，さらに，所有者等の了解を得た上で別紙2に基づき診断を行い，必要に応じ，改修や撤去等の指導・助言を行う。

また，防災査察等の機会を活用して，管内を巡回し，安全点検のチェックポイントやチラシ等を配布するなど，ブロック塀等の安全対策の必要性について普及啓発に努める。

実施結果は，別紙1及び別紙2に記載し報告する。（簡易な点検を行ったものについても全て報告対象とする。）

なお、これまでの査察等により改修や撤去等の指導を行ったものについては、その後の改善状況等について調査を行い、必要に応じて再度指導・助言等を行う。

(5) エレベーターの地震対策の推進

大阪府北部を震源とする地震により、多数のエレベーターにおいて閉じ込めが発生したことを踏まえ、平成21年9月27日以前に設置されたエレベーターに対しては、防災査察等の機会を活用し、エレベーターが設置されている建築物の所有者等に対し、地震時管制運転装置及び戸開走行保護装置の安全対策装置の設置を促すとともに、エレベーターの安全装置に係るマークの表示制度の活用や、簡易トイレや非常用飲料水等を備蓄した防災キャビネットの設置について周知に努める。

また、エレベーターの定期報告書受領時において、同装置等の設置促進等について周知に努める。

実施結果は、別紙1に記載し報告する。

(6) 建築物の水災害対策の推進

水災害対策については、防災・まちづくり・建築等の部局間連携を強化し、地域防災計画等を踏まえて、避難体制構築や土地利用の検討などのソフト対策と各種のハード対策を一体的に推進することが望まれる。

出水等による危険の著しい区域については、規制手法の一つとして、建築基準法第39条の規定に基づく災害危険区域を定め、住居の用に供する建築の禁止その他の建築制限を行うことも有効であることから、指定に係る協議等に対し指導・助言を行う。

また、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」を参考に、積極的に周知し、建築物における電気設備の浸水対策が図られるよう指導・助言を行う。

実施結果は、別紙1に記載し報告する。

(7) 建築物の耐雪対策の推進

令和3年1月に北日本から西日本の日本海側を中心に断続的に強い雪が降り、普段雪の少ない九州などでも積雪となったところがあったことから、建築物の耐雪対策の推進に努める。

実施結果は、別紙1に記載し報告する。

(8) 特殊建築物等の防災査察の実施

適正な維持保全による建築物の安全性を確保するため、鹿児島県建築物安全安心推進協議会との連携を図り、市町村、消防署、建築関係団体等の協力を得て、定期報告未提出の特殊建築物を中心に指導を行うことは大変重要な取組であるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期すため、現地に赴く防災査察については、真にやむを得ないものを除き、原則中止又は延期するなど、慎重に実施する。

また、これまで防災査察を実施した建築物のうち、指摘事項があり未だ改善されていない建築物については、建築物の所有者等に対し、早急な是正が図られるよう、必要な指導、助言等を行う。

なお、建築物及びその敷地へ立ち入って調査を行う場合には、建築物の所有者等に対して原則として事前にその旨通知するとともに、承諾を得て行うものとする。

実施結果は、別紙1および別記様式2、3に記載し報告する。

4 今後の建築物防災・安全確保に関する取り組み

(建築物防災週間を契機に通年実施すべき事項)

(1) 建築物等に対する定期報告の徹底と適切な維持保全等

定期報告について、建築物等の所有者等に対し、その内容を周知するとともに、報告の督促・指導に努める。

特に未報告の所有者等に対して、法令遵守の必要性、報告期限等について具体的に説明した書面により実施するなどにより報告の督促、指導等に努める。

また、昨今、老朽化や劣化が一要因と思われる事故が発生していることから、所有者・管理者に対し、経年劣化による老朽化や損傷が著しい建築物等について、適切な維持保全を促し、必要に応じて専門家等への相談を働きかけるとともに、定期

報告を行う者に対し、報告時等の機会にリーフレットを配布し、定期報告制度の重要性を広く周知して、適正な定期調査等が実施されるよう指導等に努める。

(2) 地震及び風水害による建築物の災害の防止

令和元年6月に山形県沖を震源とする地震により、吊り材ではなく、構造耐力上主要な部分に結合された鋼材等により天井面を支持していた天井において、天井材の一部が脱落する被害が発生したことを踏まえ、改めて設計図書に記載される天井脱落対策の確認及び設計図書に従った施工が適切になされるよう、設計者や施工者に対し周知を行い、地震による建築物の災害の防止に努める。

また、令和元年の台風第15号及び台風19号により、ゴルフ練習場の鉄柱が倒壊する被害や、台風19号による高層マンション等の浸水被害が発生したことを踏まえ、鉄柱等が現行の構造基準に適合しているかどうかの確認、安全管理の徹底等について業界団体に対して注意喚起を行う。

(3) 土砂災害防止対策の推進

平成30年7月豪雨において、土砂災害による多数の死者を伴う甚大な被害が発生したことを踏まえ、土砂災害特別警戒区域の指定により既存不適格となる建築物の建築主、所有者等に対し、改修等の必要性について周知に努める。

また、同区域の指定により既存不適格となる住宅・建築物の改修や移転に対する支援制度についても周知を行い、土砂災害に対する安全性の確保に努める。

(4) 生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の助言等の徹底

平成30年1月に北海道札幌市の寄宿舎において発生した火災について、類似の火災の発生を防止するため、平成30年2月7日付け依頼のとおり、木造の寄宿舎等に対する違反对策について、消防部局及び福祉部局と連携を図りつつ、対象建築物の指導の徹底を図る。

(5) 火災事案等を踏まえた建築物に対する立入検査体制の強化

神奈川県川崎市における簡易宿所の火災（平成27年5月）、広島県広島市における飲食店の火災（平成27年10月）、新潟県糸魚川市における建築物密集地域の火災の飛び火による延焼拡大（平成28年12月）など、近年の火災事案を踏まえ、関係行政機関と相互に協力して、合同での立入検査の実施や、定期的な連絡会議の開催等、情報共有・連携体制の構築に努める。

(6) 遊戯施設の適正な維持・運行管理の徹底

遊戯施設の所有者等に対し、適正な維持保全・運行管理の徹底を図ること、また人身事故生時の措置等の徹底を図ることについて周知に努める。

(7) 工事現場の危害の防止の徹底

建築物の解体工事現場等において、危害防止対策の徹底等を指導するとともに、再発防止等の例について工事の施工者等に広く周知する。

(8) 吹付けアスベストの飛散防止対策に関する使用実態把握の徹底等

建築物所有者等からの相談等を契機として、吹付けアスベストの使用状況を把握した場合は、除去等の改善指導を行うなどアスベスト対策の推進に努める。

民間建築物については、「民間建築物における今後のアスベスト対策について（令和元年5月7日付け国住指第1号）」を踏まえて、昭和31年から平成18年までに建築された建築物で、木造建築物及び一戸建ての住宅を除くものについて、アスベスト調査台帳の整備を推進する。

また、令和2年6月の大気汚染防止法改正により、災害時における石綿飛散防止を推進するため国や県等は建築物等の所有者等による建築物等への石綿含有建材の使用の有無の把握を後押しすること等に努めることとされたことから、報告の徴収や指導を実施する。

さらに、吹付けアスベストの除去等の対策を推進するため、民間建築物の所有者に対する補助や融資等による支援に積極的に取り組むよう促進する。